

事務連絡  
令和2年6月8日

各都道府県教育委員会担当事務主管課  
各指定都市教育委員会担当事務主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属中学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部を含む）を 御中  
置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
附属中学校（義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部を含む）を  
置く各公立大学法人附属学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
教育課程課

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット  
及び指導者向け教本の活用について

日頃より、学校での人権教育の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省健康局難病対策課より、全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部に対して、別添のとおり、ハンセン病を正しく理解するための中学校向けパンフレット及び指導者向け教本が配布されているところです。

ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいていたところであり、また、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）でもお伝えしたとおり、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たって閣議決定された内閣総理大臣談話において「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされているところです。

こうした動きを踏まえ、この度配布されたパンフレット及び指導者向け教本においては、新たにハンセン病患者・元患者のご家族に関する記載をパンフレットの別紙として追加し、

内容の充実が図られたところです。

各位におかれては、御多忙のところ恐縮ですが、ハンセン病に関する教育の重要性を御理解いただき、生徒へのパンフレットの配布や、これを活用したハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御配慮をお願いします。

また、厚生労働省健康局難病対策課から各学校に送付したパンフレットには、アンケートも同封されておりますので、当該パンフレットの記載内容の改善を図るため、学校現場からのご意見をいただけるよう、何卒御配慮をよろしくをお願いします。

なお、当該パンフレットは、中学生に限らずハンセン病について初めて学ぶ者にとって適切な内容となっていることから、厚生労働省ホームページからダウンロードしていただき、各教育委員会及び社会教育施設等が開催する社会教育の講座等においても積極的に御活用いただければと思います。

なお、当該パンフレットに係る問合せについては、厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

(参考)「ハンセン病の向こう側」(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

**【本件担当】**

<初等中等教育（人権教育）に関すること>

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電話 03-5253-4111（内線3291）

<初等中等教育（学習指導要領）に関すること>

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話 03-5253-4111（内線2073）

<社会教育に関すること>

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
共生社会学習企画係

電話：03-5253-4111（内線3276）

健難発0323第5号  
令和2年3月23日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 } 殿

厚生労働省健康局難病対策課長  
(公印省略)

ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット及び  
指導者向け教本の送付について

日ごろからハンセン病問題の解決の促進について御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見・差別の解消及びハンセン病患者・回復者の名誉を回復することを目的に、平成14年度から中学生向けのパンフレット等を作成し、直接全中学校に送付しており、令和2年度も同様に全中学一年生を対象にこの事業を実施することと致しました。

このパンフレット等については、当課から各中学校及び教育委員会等に直接送付しておりますので、これら関係機関において、生徒等への配付が円滑に行われるよう御配慮願います。

(照会先)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係  
担当 山形

TEL : 03-5253-1111 (内線 2369)

FAX : 03-3593-6223

**<回答依頼>**  
**パンフレット「ハンセン病の向こう側」の活用状況等について**  
**その他機関向けアンケート**

平素からハンセン病問題の解決の促進にご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。  
この度送付したパンフレットについて、ハンセン病に対する偏見・差別を解消するための今後の普及啓発にいかすため、アンケートを実施いたします。  
については、趣旨をご理解いただき、2020年10月30日（金）までに下記あてFAXにてご回答いただきたくご協力をお願いいたします。

**【問い合わせ・回答先】**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局難病対策課ハンセン病係

電話 03-5253-1111（内線2369）

FAX 03-3593-6223

Q1. 貴団体名等を記入してください。

・団体名 \_\_\_\_\_

・記入者氏名 \_\_\_\_\_

・連絡先 \_\_\_\_\_

Q2. パンフレットを貴団体に送付いたしましたが、今後の活用の予定についてお聞きします。該当する番号を○で囲んでください。

1. 活用する予定である → Q3へ

2. 活用する予定はない → Q4へ

Q3. Q2で「1. 活用する予定である」とご回答いただいた団体にお聞きします。  
どのように活用する予定ですか。（ ）内に記入してください。

〔 \_\_\_\_\_ 〕

Q4. Q2で「2. 活用する予定はない」とご回答いただいた団体にお聞きします。  
その理由を（ ）内に記入してください。

〔 \_\_\_\_\_ 〕

Q5. 昨年度、本パンフレットを貴団体に送付しましたが、その活用状況についてお聞きします。該当する番号を○で囲んでください。

1. 活用した → Q6へ

2. 活用しなかった → Q7へ

Q6. Q5で「1. 活用した」とご回答いただいた団体にお聞きします。  
どのように活用されましたか。具体的に記入してください。

〔 \_\_\_\_\_ 〕

Q7. Q5で「2. 活用しなかった」とご回答いただいた機関にお聞きします。  
その理由を（ ）内に記入してください。

〔 \_\_\_\_\_ 〕

